

# 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部が改正されました。

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例が、令和元年6月26日に公布され、令和元年10月1日から施行されることになりました。

変更があった手数料は以下のとおりです。



## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する警察手数料

	改正前	改正後
特定遊興飲食店営業の相続の承認申請手数料	8,600円	8,700円
特定遊興飲食店営業者たる法人の合併承認申請手数料	11,000円	12,000円
特定遊興飲食店営業者たる法人の分割承認申請手数料	11,000円	12,000円

## 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料

	改正前	改正後
初心者用猟銃講習会受講手数料	6,800円	6,900円
射撃技能講習会受講手数料	12,300円	12,700円
年少射撃資格講習会受講手数料	9,700円	9,800円

## 警備業法に関する警察手数料

	改正前	改正後
機械警備業務管理者講習者受講手数料	38,000円	39,000円